

# 大阪府情報公開条例の運用状況

---

(平成27年度)

1	行政文書の公開	1
2	情報公開審査会への諮問	2
3	法人文書の公開	3
4	情報の提供	3
5	情報の公表	4
6	会議の公開	4
7	出資法人の情報公開	5

## 1 行政文書の公開

### 【請求処理状況】

府の行政機関が保有する文書に関し、1,720件（うち取下げ365件）の公開請求があった。

請求方法は、府政情報センター窓口等への来所によらないものが72%（1,234件）を占めていた。

公開請求のうち、取下げを除く1,355件に対し、1,588件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、取下げを除く請求件数より決定件数が多くなっている。）。

決定の主な内訳は、全部公開決定が735件と最も多く、次いで部分公開決定（一部非公開）が648件、不存在による非公開決定が159件となっている。

決定処理のうち78%について、知事部局で処理を行い、その内訳は、都市整備部（426件）が最も多く、次いで、住宅まちづくり部（274件）となっている。

区 分		27年度(件)	26年度(件)
行政文書公開請求の件数		1,720	1,793
請求方法 別内訳	窓口へ提出	486	472
	府ホームページからの入力	636	648
	ファクシミリで送信	509	579
	郵送	89	94
行政文書公開請求の取下げ件数		365	319
行政文書公開請求の件数（取下げ件数を除く。）		1,355	1,474
実施機関の決定の件数（注）1		1,588	1,717
決定内容 別内訳 （注）2	全部公開	735	749
	部分公開	648	671
	全部非公開	18	27
	不存在による非公開	159	241
	存否応答拒否による非公開	26	29
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	2	0

(注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われる例

- ・ 1件の公開請求に対象となる行政文書がある項目とない項目が含まれているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定を行う場合
- ・ 文書を管理している室課所ごとに決定を行う場合

#### 2 非公開決定の内容

- 部分公開（一部非公開）：個人のプライバシー情報や法人の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として文書の一部を非公開とし、他の部分は公開する決定。
- 不存在による非公開：文書の保存期間が経過し、すでに廃棄した場合や作成又は收受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。
- 存否応答拒否による非公開：行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。（第12条）
- 適用除外による非公開：刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。（第40条）
- 要件不備による非公開：行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。（第7条第1項）

## [非公開事由の適用状況]

非公開決定（不存在による非公開及び適用除外による非公開を除く。）の非公開事由としては、個人情報を理由とするものが498件と最も多く、次いで、公開すれば法人等の正当な利益を害する情報（法人等情報）であることを理由とするものが316件となっている。

区分	非公開理由	27年度(件)	26年度(件)	
公開しないことができる情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	316	374	
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	1	2	
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	9	15	
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	138	146	
	公共安全支障情報	57	44	
	内	公共安全支障情報（8条1項5号）	12	3
	訳	公共安全支障情報（8条2項2号）	18	8
	公共安全支障情報（8条2項3号）	27	33	
公開してはならない情報	個人情報（9条1号）	498	502	
	法令秘情報（9条2号）	0	0	
部分公開＋全部非公開＋存否応答拒否による非公開の総数		692	727	

（注）1件の決定について複数の理由が該当する場合があるため、非公開の総数より非公開理由別の件数が多くなっている。

## 2 情報公開審査会への諮問

情報公開審査会においては、大阪府情報公開条例の規定による公開決定等に対する不服申立てについての調査審議並びに同条例の運用に関する事項及び情報公開制度の在り方についての調査審議に関する事務を行っている。

### （1）不服申立ての処理状況

公開請求に対する実施機関の決定について、平成27年度に諮問のあった不服申立ては14件であった。

不服申立ては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成27年度においては、過年度の諮問事案12件の答申が行われた。

区分	取下げ 件数	処理件数					答申待ちの 件数	
		計	認容	一部 認容	棄却	却下		
23年度の諮問事案	5件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	3件
24年度の諮問事案	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件
25年度の諮問事案	4件	0件	2件	0件	0件	2件	0件	2件
26年度の諮問事案	56件	0件	7件	0件	2件	5件	0件	49件
27年度の諮問事案	14件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	12件
係属事案計	80件	2件	12件	0件	4件	8件	0件	66件

### （2）情報公開条例の運用に関する事項及び情報公開制度の在り方に関する情報公開審査会への諮問

情報公開条例の運用に関する事項及び情報公開制度の在り方に関する情報公開審査会への諮問（平成27年10月より実施）については、平成27年度において1件の諮問があり、当該諮問事案の答申が行われた。

### 3 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は35件であり、取下げを除く34件に対し、各実施法人は34件の決定を行った。その内訳は、全部公開決定が31件、部分公開決定が3件であった。

なお、部分公開決定（3件）の非公開事由は、個人情報情報を理由とするものが1件、法人等情報を理由とするものが2件あった。

(法人別文書請求件数)

区 分	27年度 (件)	26年度 (件)
大阪府立大学	2	1
大阪府立病院機構	1	5
大阪府立産業技術総合研究所	0	1
大阪府立環境農林水産総合研究所	0	0
大阪府住宅供給公社	7	7
大阪府土地開発公社	2	1
大阪府道路公社	23	13
合 計	35	28

(法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況)

区 分		27年度 (件)	26年度 (件)
法人文書公開請求の件数		35	28
法人文書公開請求の取下げ件数		1	1
実施法人の決定の件数		34	27
決定内容 別内訳	全部公開	31	25
	部分公開	3	1
	全部非公開	0	0
	存否応答拒否による非公開	0	0
	不存在による非公開	0	1
	適用除外による非公開	0	0
	要件不備による非公開	0	0

(注) 1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が取下げを除いた請求件数を上回ることがある。

### 4 情報の提供

府が保有する公開可能な情報については、府民等の申出に応じて、担当課及び府政情報センターで情報提供を行うこととしている。このうち、府政刊行物の販売部数は1,629部あり、「平成27年度版 大阪府基準地価格要覧」、「なにわの経済データ 2015年度版」や「大阪府職員録(平成27年7月1日)」の販売冊数が上位を占めた。

## 5 情報の公表

### (1) 府政情報センターにおける資料の公表等

府政に関する基礎的な情報や政策形成過程の情報については、府民等の求めを待つことなく公表を行うこととしている。このうち、府政情報センターで公表した資料等の件数は、319件であった。

また、府政情報センターで公表していない資料についても、府のホームページに掲載し、公表を行った。

府政情報センターで 公表した資料等の件数		27年度(件)	26年度(件)
内 訳	府政に関する基礎情報	136	235
	政策形成過程情報	129	123
	その他	54	87

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
  - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
  - ・ 府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
  - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
  - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
  - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの)
  - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
  - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
  - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
  - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要 他

### (2) 特別顧問及び特別参与の職務の公表等

「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給した、特別顧問及び特別参与については、平成26年に「特別顧問及び特別参与の職務の公表等に関する運用指針」を定め、従事した職務の遂行に係る情報について事後公表を行うものとした。

また、特別顧問等が職務に従事している場における当該実施状況のうち、ア 副首都推進本部会議での助言、イ 成果物の知事等への報告、ウ 特別顧問等相互間での意見交換については、ライブ公開を行うものとした。

区 分	27年度(件)	26年度(件)
事後公表	43	78
ライブ公開	2	5

## 6 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等(法律又は条例で設置)は、平成27年度において236あった。このうち162の審議会等が公開会議(議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。)であった。

## 7 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成27年度は対象法人すべて（18法人）で自主的に情報公開申出制度が実施され、情報公開の申出の件数は、10法人において計23件であった。

区 分		27年度	26年度
情報公開申出制度実施法人数		18法人	20法人
公開申出のあった法人		10法人	5法人
公開申出の件数		23件	10件
決定の件数		26件	16件
決定内容 別内訳	全部公開	6件	6件
	部分公開	16件	6件
	全部非公開	3件	3件
	存否応答拒否による非公開	0件	0件
	不存在による非公開	1件	1件

(注) 1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。